

平成20年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第169回国会(常会)提出

平成20年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

総 務 省

平成20年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	5
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	5
(二) 歳入の概要	6
1 地 方 税	6
2 地 方 譲 与 税	23
3 地方特例交付金等	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雑 収 入	29
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	31
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	31
(二) 歳出の概要	34
1 給 与 関 係 経 費	34
2 一 般 行 政 経 費	35
3 地方再生対策費	38
4 公 債 費	38
5 維 持 補 修 費	38
6 投 資 的 経 費	39
7 公 営 企 業 繰 出 金	44
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	45
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	45

策 定 方 針

平成 20 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）及び「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。）に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 20 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため所要の措置を講じることとしている。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- (1) 平成 19 年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金の償還を平成 25 年度以降に繰り延べた上で当該償還予定額（5,869 億円）を平成 20 年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、平成 20 年度に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成 26 年度以降に繰り延べる。また、平成 18 年度精算分の一部（5,016 億円の減額のうち 3,016 億円）を平成 21 年度に繰り延べる。

- (2) 平成 20 年度の地方財源不足見込額 5 兆 2,476 億円については、平成 19 年度に講じた平成 21 年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、平成 19 年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）の増発 1 兆 5,400 億円

イ. 国の一般会計加算による地方交付税の増額 6,744 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 2,000 億円、同条第 3 項の加算額 4,744 億円）

ウ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行 2 兆 8,332 億円（うち既往の臨時財政対策債の元利償還分 1 兆 2,522 億円、決算かい離是正分 1 兆 2,110 億円、地方再生対策費分 3,700 億円）

エ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第 4 条第 1 項に規定する特別

交付金の交付 2,000 億円

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 3,092 億円については、法律の定めるところにより平成 26 年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成 18 年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額 847 億円については、法律の定めるところにより平成 21 年度及び平成 22 年度の地方交付税の総額から減額する。

また、交付税特別会計借入金の償還計画については、平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還を平成 25 年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で見直す。

(3) 上記の結果、平成 20 年度の地方交付税については、15 兆 4,061 億円（前年度に比し 1.3%増）を確保する。

3 平成 20 年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方団体の減収分を補てんするため、地方特例交付金（減収補てん特例交付金）を創設する。

4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は 12 兆 4,776 億円（普通会計分 9 兆 6,055 億円、公営企業会計等分 2 兆 8,721 億円）とする。

5 地方の再生に向け、地域経済の振興や雇用の確保を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携して、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」4,000 億円を計上し、地方の再生に向けた施策を積極的に推進する。なお、平成 20 年度においては、偏在是正策の効果が発現しないため、その財源のうち 3,700 億円を臨時財政対策債の発行により措置する。

(2) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し 3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(3) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、引き続き、地域において必要な行政課題に対して財源の重点的配分を図る。

(4) 平成 20 年度から施行される予定の後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するため、所要の財政措置を講じる。

(5) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(6) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

- 6 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。
- 7 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 8 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は83兆4,014億円であり、前年度に比し、2,753億円増加している。
 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。
 なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増	減	増減率 (%)
				(A)－(B)		
I	地方税	404,703	403,728		975	0.2
1	普通税	375,244	373,398		1,846	0.5
2	目的税	29,459	30,330	△	871	2.9
II	地方譲与税	7,027	7,091	△	64	0.9
1	地方道路譲与税	2,998	3,072	△	74	2.4
2	石油ガス譲与税	140	140		0	0.0
3	自動車重量譲与税	3,601	3,599		2	0.1
4	航空機燃料譲与税	164	167	△	3	1.8
5	特別とん譲与税	124	113		11	9.7
6	地方法人特別譲与税	—	—		—	—
III	地方特例交付金等	4,735	3,120		1,615	51.8
IV	地方交付税	154,061	152,027		2,034	1.3
V	国庫支出金	100,831	101,739	△	908	0.9
1	義務教育職員給与費負担金	16,796	16,659		137	0.8
2	その他普通補助負担金等	47,235	46,654		581	1.2
	(ア) 生活保護費負担金	20,032	19,798		234	1.2
	(イ) 児童保護費等負担金	5,174	5,010		164	3.3
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	6,538	5,960		578	9.7
	(エ) 児童手当交付金	4,357	4,320		37	0.9
	(オ) その他の補助負担金等	11,134	11,566	△	432	3.7
3	公共事業費補助負担金	27,222	28,543	△	1,321	4.6
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,870	28,251	△	1,381	4.9
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	352	292		60	20.5
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	259	259		0	0.0
5	施設等所在市町村調整交付金	66	66		0	0.0
6	交通安全対策特別交付金	748	845	△	97	11.5
7	電源立地地域対策等交付金	1,403	1,346		57	4.2
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	216	186		30	16.1
9	特別行動委員会関係特定防衛施設 周辺整備調整交付金	0	21	△	21	皆減
10	石油貯蔵施設立地対策等交付金	61	61		0	0.0
11	地方道路整備臨時交付金	6,825	7,099	△	274	3.9

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 率 (%)
VI 地 方 債	96,055	96,529	△ 474	△ 0.5
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,220	16,455	△ 235	△ 1.4
VIII 雑 収 入	50,382	50,572	△ 190	△ 0.4
歳 入 合 計	834,014	831,261	2,753	0.3

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成20年度		平成19年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	404,703	48.5	403,728	48.6
2 地 方 譲 与 税	7,027	0.8	7,091	0.9
3 地 方 特 例 交 付 金 等	4,735	0.6	3,120	0.4
4 地 方 交 付 税	154,061	18.5	152,027	18.3
5 国 庫 支 出 金	100,831	12.1	101,739	12.2
6 地 方 債	96,055	11.5	96,529	11.6
7 使 用 料 及 び 手 数 料	16,220	2.0	16,455	2.0
8 雑 収 入	50,382	6.0	50,572	6.0
歳 入 合 計	834,014	100.0	831,261	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税18兆8,403億円、市町村税21兆6,300億円、合わせて40兆4,703億円である。

前年度に比し、道府県税は121億円(0.1%)減少、市町村税は1,096億円(0.5%)増加、合わせて975億円(0.2%)増加している。地方税の税目別収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成19年 度当初見 込額 (A)	平成20年度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成19年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税						
I 普 通 税						
1 道 府 県 民 税	62,028	63,569	2	63,571	1,543	102.5
ア 個 人 均 等 割	596	597	—	597	1	100.2
イ 所 得 割	46,404	47,666	0	47,666	1,262	102.7

税 目	平成19年 度当初見 込額 (A)	平成20年度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成19年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
ウ 法人均等割	1,369	1,419	—	1,419	50	103.7
エ 法人税割	9,669	9,551	2	9,553	△ 116	98.8
オ 利子割	1,637	2,307	—	2,307	670	140.9
カ 配当割	969	1,103	0	1,103	134	113.8
キ 株式等譲渡所得割	1,384	926	—	926	△ 458	66.9
2 事業税	58,881	60,399	1	60,400	1,519	102.6
ア 個人	2,408	2,135	—	2,135	△ 273	88.7
イ 法人	56,473	58,264	1	58,265	1,792	103.2
3 地方消費税	26,275	25,155	—	25,155	△ 1,120	95.7
ア 譲渡割	19,466	17,663	—	17,663	△ 1,803	90.7
イ 貨物割	6,809	7,492	—	7,492	683	110.0
4 不動産取得税	5,145	4,783	△ 18	4,765	△ 380	92.6
5 道府県たばこ税	2,807	2,710	—	2,710	△ 97	96.5
6 ゴルフ場利用税	562	565	—	565	3	100.5
7 自動車税	17,477	17,148	—	17,148	△ 329	98.1
8 鉱区税	4	4	—	4	0	100.0
9 固定資産税(特例分等)	108	125	—	125	17	115.7
道府県普通税計	173,287	174,458	△ 15	174,443	1,156	100.7
II 目的税						
1 自動車取得税	4,855	4,049	△ 25	4,024	△ 831	82.9
2 軽油引取税	10,360	9,914	0	9,914	△ 446	95.7
3 狩猟税	22	23	△ 1	22	0	100.0
道府県目的税計	15,237	13,986	△ 26	13,960	△ 1,277	91.6
III 道府県税計	188,524	188,444	△ 41	188,403	△ 121	99.9
B 市町村税						
I 普通税						
1 市町村民税	102,996	101,885	5	101,890	△ 1,106	98.9
ア 個人均等割	1,753	1,786	—	1,786	33	101.9
イ 所得割	72,586	71,791	0	71,791	△ 795	98.9
ウ 法人均等割	3,902	4,009	—	4,009	107	102.7
エ 法人税割	24,755	24,299	5	24,304	△ 451	98.2
2 固定資産税	86,825	88,862	5	88,867	2,042	102.4
ア 土地	33,817	33,895	—	33,895	78	100.2
イ 家屋	35,662	36,977	—	36,977	1,315	103.7
ウ 償却資産	16,289	17,085	5	17,090	801	104.9
エ 交付金	957	905	—	905	△ 52	94.6
オ 納付金	100	—	—	—	△ 100	皆減

税 目	平成19年 度当初見 込額 (A)	平 成 20 年 度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成19年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
3 軽自動車税	1,636	1,690	—	1,690	54	103.3
4 市町村たばこ税	8,618	8,321	—	8,321	△ 297	96.6
5 鉱産税	15	18	—	18	3	120.0
6 特別土地保有税	21	15	—	15	△ 6	71.4
市町村普通税計	200,111	200,791	10	200,801	690	100.3
II 目的税						
1 入湯税	247	259	—	259	12	104.9
2 事業所税	3,026	3,190	1	3,191	165	105.5
3 都市計画税	11,820	12,049	0	12,049	229	101.9
4 水利地益税等	0	0	—	0	0	—
市町村目的税計	15,093	15,498	1	15,499	406	102.7
III 市町村税計	215,204	216,289	11	216,300	1,096	100.5

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成19年 度当初見 込額 (A)	平 成 20 年 度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成19年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
道府県税	168,251	169,031	△ 41	168,990	739	100.4
市町村税	235,477	235,702	11	235,713	236	100.1
合 計	403,728	404,733	△ 30	404,703	975	100.2

附 表 平成20年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	0	0	0
(1) 寄附金税制の拡充	0	0	0
(2) 配当課税の見直し	0		0
2 法人事業税	△ 5		△ 5
(1) 標準税率の見直し	△ 5		△ 5
(2) ガス供給業の託送料金に係る特例措置の創設	0		0
3 不動産取得税	△ 18		△ 18
(1) 都市再生緊急整備地域等における一定の新築家屋 (住宅を除く)に係る課税標準の特例措置の創設	△ 13		△ 13
(2) その他	△ 5		△ 5
4 自動車取得税	△ 25		△ 25
(1) 平成21年自動車排出ガス規制に適合したディーゼル 乗用車に係る税率の特例措置の創設	0		0
(2) 低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	△ 25		△ 25
(3) 環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る税率の特 例措置の見直し	0		0
5 軽油引取税	0		0
課税免除措置の拡充	0		0
6 狩猟税	△ 1		△ 1
対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置の創設	△ 1		△ 1
7 固定資産税		5	5
(1) 長期優良住宅に係る減額措置の創設		0	0
(2) 省エネ改修住宅に係る減額措置の創設		0	0
(3) 非課税等特別措置の整理合理化等		5	5
8 事業所税		1	1
非課税等特別措置の整理合理化等		1	1
9 都市計画税		0	0
非課税等特別措置の整理合理化等		0	0
合 計	△ 49	6	△ 43
国の税制改正に伴うもの	8	5	13
法人住民税	2	5	7
法人事業税	6		6
再 計	△ 41	11	△ 30

(注)

- 1 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。
- 2 地方法人特別税の創設等により、法人事業税は平年度で2.6兆円程度の減収となるが(地方法人特別譲与税は2.6兆円程度の増収)、これは平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用することとなるため、初年度である平成20年度における地方税収の減収は、5億円程度となる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率	
道	普	道	個 人	個 人	
			1 均等割 (平成20年度課税見込人員59,969千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円	
府	通	民	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、寄附金控除額、障害者控除額、 寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、 配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶 養控除額及び基礎控除額を控除した 金額) (平成20年度課税標準見込額1,272,818 億円)	2 所得割 (イ)	
			(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、 株式等に係る譲渡所得等及び先物取 引に係る雑所得等については、他の所 得と区分した課税長期譲渡所得金額、 課税短期譲渡所得金額、株式等に係る 課税譲渡所得等の金額又は先物取引 に係る課税雑所得等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>	
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4				
県	税	税		(ロ)・課税長期譲渡所得金額100分の2 ただし、 〔長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用を 受けるものを除く。)に係るもの である場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額〕	
				<ul style="list-style-type: none"> ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 〔ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の2〕 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の2 〔ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.2〕 ・先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2 	
			(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4	

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	事		年400万円超800万円以下 100分の7.3
				年800万円超及び清算所得 100分の9.6
府	通	業		ただし、3以上の道府県に事務所 等を有する法人で資本金1,000万円 以上の法人の所得 100分の9.6
				※ 平成20年10月1日以後は下記税率を 適用 標準税率 2に掲げる法人以外の法人
県	税	税	2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	(1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超及び清算所得 100分の2.9
				ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で資本金1,000万円以上 の法人の所得 100分の2.9
				(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益 法人等及び特別法人等
				① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6
				〔 ただし、大規模な協同組合 等については、年10億円超 100分の4.3〕
				ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で資本金1,000万円以上 の法人の所得 100分の3.6
				〔 ただし、大規模な協同組合 等については、年10億円超 100分の4.3〕
				② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超800万円以下 100分の4.0 年800万円超及び清算所得 100分の5.3
				ただし、3以上の道府県に事務所 等を有する法人で資本金1,000万円 以上の法人の所得 100分の5.3
				2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行 う法人 収入割 100分の1.3
				※ 平成20年10月1日以後は下記税率を 適用 収入割 100分の0.7 制限税率 標準税率の1.2倍

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通	事 業 税 個人 所 得 (事業主控除及び事業専従者控除後の所得) 事業主控除 年290万円	個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		地方消費税 1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25
	不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
	道たばこ 府 県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
	ゴルフ場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自動車税	自動車の台数	標準税率 1 乗用車(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 総排気量 税額(年額) 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率		
道 府 県 税	普 通 車 税	自 動 車 税	3.5リットル以下	17,900円		
			3.5リットル超			
			4 リットル以下	20,500円		
			4 リットル超			
			4.5リットル以下	23,600円		
			4.5リットル超			
			6 リットル以下	27,200円		
			6 リットル超	40,700円		
			自家用			
			総排気量		税額（年額）	
			1 リットル以下		29,500円	
			1 リットル超			
			1.5リットル以下		34,500円	
			1.5リットル超			
			2 リットル以下		39,500円	
			2 リットル超			
			2.5リットル以下		45,000円	
			2.5リットル超			
			3 リットル以下		51,000円	
			3 リットル超			
			3.5リットル以下		58,000円	
			3.5リットル超			
			4 リットル以下		66,500円	
			4 リットル超			
			4.5リットル以下		76,500円	
			4.5リットル超			
			6 リットル以下		88,000円	
6 リットル超		111,000円				
2 トラック（三輪の小型自動車を除く。）						
営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）						
最大積載量		税額（年額）				
1 トン以下		6,500円				
1 トン超 2 トン以下		9,000円				
2 トン超 3 トン以下		12,000円				
3 トン超 4 トン以下		15,000円				
4 トン超 5 トン以下		18,500円				
5 トン超 6 トン以下		22,000円				
6 トン超 7 トン以下		25,500円				
7 トン超 8 トン以下		29,500円				
8 トン超		29,500円				
に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額						
自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）						
最大積載量		税額（年額）				
1 トン以下		8,000円				
1 トン超 2 トン以下		11,500円				
2 トン超 3 トン以下		16,000円				
3 トン超 4 トン以下		20,500円				
4 トン超 5 トン以下		25,500円				
5 トン超 6 トン以下		30,000円				
6 トン超 7 トン以下		35,000円				
7 トン超 8 トン以下		40,500円				
8 トン超		40,500円				
に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額						

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	自	けん引自動車 営業用	小型自動車 年額 7,500円
			普通自動車 年額15,100円
府	普	家用	小型自動車 年額10,200円
			普通自動車 年額20,600円
県	動	被けん引自動車 営業用	小型自動車 年額3,900円
			普通自動車で8トン以下のもの 年額7,500円
市	通	普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トン までごとに3,800円を加算した額 (年額)	普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円
			普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)
市	税	※トラックのうち最大乗車定員が4人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。	営業用
			総排気量 加算額
市	税	3 バス(三輪の小型自動車を除く。)	1 リットル以下 3,700円
			1 リットル超 4,700円
市	税	営業用	1.5リットル以下 6,300円
			1.5リットル超 6,300円
市	税	家用	総排気量 加算額
			1 リットル以下 5,200円
市	税	1 リットル超 6,300円	1.5リットル以下 8,000円
			1.5リットル超 8,000円
市	税	乗車定員 税額(年額)	30人以下 12,000円
			30人超40人以下 14,500円
市	税	40人超50人以下 17,500円	50人超60人以下 20,000円
			60人超70人以下 22,500円
市	税	70人超80人以下 25,500円	80人超 29,000円
			80人超 29,000円
市	税	一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額)	30人以下 26,500円
			30人超40人以下 32,000円
市	税	40人超50人以下 38,000円	50人超60人以下 44,000円
			60人超70人以下 50,500円
市	税	70人超80人以下 57,000円	80人超 64,000円
			80人超 64,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 通 用 税	自動車税		自家用 乗車定員 税額 (年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
	固定資産税(特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4
	自動車取得税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
	軽引取油税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
	狩猟税	狩猟者登録 (平成20年度課税見込件数166千件)	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	個 人	個 人
		1 均等割 (平成20年度課税見込人員59,969千人)	1 均等割 標準税率 年額 3,000円
町	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、寄附金控除額、障害者控除額、 寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、 配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶 養控除額及び基礎控除額を控除した 金額) (平成20年度課税標準見込額1,272,481 億円)	2 所得割 (イ)
		(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、 株式等に係る譲渡所得等及び先物取 引に係る雑所得等については、他の所 得と区分した課税長期譲渡所得金額、 課税短期譲渡所得金額、株式等に係る 課税譲渡所得等の金額又は先物取引 に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・課税長期譲渡所得金額100分の3 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額
村	民		・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の3
			・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.8
税	税	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と 区分した退職所得の金額	・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6

税 目			課 税 標 準 額 等	税	率
市	普	市	法人等	法人等	
			1 均等割	1 均等割	
町	通	村		標準税率	
				(イ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 50,000円
村	税	民		(ロ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 120,000円
				(ハ) 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 130,000円
税	税	税		(ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 150,000円
				(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 160,000円
				(ヘ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 400,000円
				(ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 410,000円
				(チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 固 定 資 産 税	市 町 村 民 税	2 法人税割	(リ) 資本金等の額が 50億円を超え、か つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
	普 固 定 資 産 税	1 土 地 賦課期日における価格(住宅用地等特定 のものについては、住宅用地に係る課税標 準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前 年度分の課税標準額に、当該年度分の課 税標準となるべき価格に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(特定のものに ついては、当該額に一定の特例率を乗じ たもの。以下同じ。)を当該年度分の課 税標準となるべき額とした場合におけ る税額(以下「調整税額」という。)を 超える場合には、当該宅地等に係る税額 は調整税額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に、住宅用地にあつては10分の8、商 業地等にあつては10分の6を乗じて得 た額を当該年度分の課税標準となるべ き額とした場合における税額を超える 場合には、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額 が、当該年度分の課税標準となるべき価 格に10分の2を乗じて得た額を当該年 度分の課税標準となるべき額とした場 合における税額に満たない場合には、当 該税額によるものとする。 ④ 住宅用地のうち、前年度課税標準額を 当該年度分の課税標準額となるべき価 格で除して得た数値(以下「負担水準」 という。)が0.8以上のものに係る税額 は、当該年度分の税額が、前年度分の課 税標準額を当該年度分の課税標準とな るべき額とした場合における税額を超 える場合には、当該税額によるものとする。 ⑤ 商業地等のうち、負担水準が0.6以上 0.7以下のものに係る税額は、前年度分 の課税標準額を当該年度分の課税標準 となるべき額とした場合における税額 によるものとする。 ⑥ 商業地等のうち、負担水準が0.7を超 えるものに係る税額は、当該年度分の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗 じて得た額を当該年度分の課税標準とな るべき額とした場合における税額による ものとする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以 下同じ。)については、当該農地の税額が、 負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未 満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、 前年度分の課税標準額に負担調整率 (1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た 額によって算定した調整税額を超える場 合には、当該農地に係る税額は、調整税額 によるものとする。	年額 3,000,000円 標準税率の1.2倍 100分の12.3 100分の14.7 標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市	普 通 税	<p>市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。）については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地に係る税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の1の額（一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額）に税率を乗じて求める税額が、住宅用地と同様の措置により算定（一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定）した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地に係る税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>2 家 屋 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの）</p> <p>3 償却資産 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） また、大規模の償却資産については地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額</p>		
		<p>国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）</p>	一定率	100分の1.4
町	普 通 税	<p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数</p>	標準税率	
		<p>1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニ)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円</p>		
村	普 通 税	<p>国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）</p>	一定率	100分の1.4
		<p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数</p>	標準税率	
税	普 通 税	<p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数</p>	標準税率	
		<p>1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニ)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円</p>		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	通	軽自動車税	(ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		市たばこ町村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円
		鉱産税	鉱物の価格 標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
		特別所有地土税	※平成15年度以降当分の間課税停止 ※平成15年度以降当分の間課税停止
町	目	入湯	入湯日数 標準税率 1人1日につき150円
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都市計画法税	1 土地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額(特定のものについては、当該額に一定の特例率を乗じたもの。以下同じ。)を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額(以下「調整税額」という。)を超える場合には、当該宅地等に係る税額は調整税額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額に満たない場合には、当該税額によるものとする。
村	的	入湯	入湯日数 標準税率 1人1日につき150円
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都市計画法税	1 土地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、 ① 価格に税率を乗じて求める税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額(特定のものについては、当該額に一定の特例率を乗じたもの。以下同じ。)を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額(以下「調整税額」という。)を超える場合には、当該宅地等に係る税額は調整税額によるものとする。 ② ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。 ③ ①の適用を受ける場合に、調整税額が、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額に満たない場合には、当該税額によるものとする。

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 目 市 町 計 的 画 村 税 税	都	④ 住宅用地のうち、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準額となるべき価格で除して得た数値（以下「負担水準」という。）が0.8以上のものに係る税額は、当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額を超える場合には、当該税額によるものとする。	
	市	⑤ 商業地等のうち、負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る税額は、前年度分の課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。	
	町	⑥ 商業地等のうち、負担水準が0.7を超えるものに係る税額は、当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における税額によるものとする。 また、農地（市街化区域農地を除く。以下同じ。）については、当該農地の税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該農地の税額は、調整税額によるものとする。	
	計	市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。）については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。	
的	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の2の額（一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額）に税率を乗じて求める税額が、住宅用地と同様の措置により算定（一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定）した税額を超える場合には、当該市街化区域農地の税額は、当該税額によるものとする。		
画	2 家 屋 固定資産税の課税標準となるべき価格（特定のものについては一定の率を乗じたもの）		
村	水 地 益 土 利 地 税 又 は 家 屋 の 価 格 又 は 面 積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。	
税	共 施 設 条 同 例 税 以 で 定 め る。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。	
税	宅 開 発 宅 地 の 面 積	条例で定める。	

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は7,027億円であり、前年度に比し、64億円（0.9%）減少している。
地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成19年度 当初見込額	平成20年度			比較		
		現行法に よる収入 見込額	制度改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成19年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)			
1 地方道路譲与税	3,072	2,998	—	2,998	△ 74	97.6	
2 石油ガス譲与税	140	140	—	140	0	100.0	
3 自動車重量譲与税	3,599	3,601	—	3,601	2	100.1	
4 航空機燃料譲与税	167	164	—	164	△ 3	98.2	
5 特別とん譲与税	113	124	—	124	11	109.7	
6 地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	—	
合 計	7,091	7,027	—	7,027	△ 64	99.1	

(注) 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与することとしている。

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は4,735億円であり、前年度に比し、1,615億円（51.8%）増加している。

(1) 児童手当特例交付金

児童手当特例交付金は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額（平成20年度639億円）及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額（平成20年度544億円）を合算した額1,183億円を計上している。

(2) 減収補てん特例交付金

減収補てん特例交付金は、平成18年度の税制改正により、住宅借入金等特別税額控除の既適応者（平成11年度から平成18年度までの入居者）について、所得税から個人住民税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を個人住民税から控除することとなったことに伴い、地方団体に生じる個人住民税の減収額を補てんするものであり、新たに1,552億円を計上している。

(3) 特別交付金

特別交付金は、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付するものであり、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額である2,000億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は15兆4,061億円であり、前年度に比し、2,034億円（1.3%）増加している。
地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度			増 減 額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A)-(B)	(A)-(C)
所 得 税(a)	16,279,000	16,545,000	△ 447,000	16,098,000	△ 266,000	181,000
酒 税(b)	1,532,000	1,495,000	—	1,495,000	37,000	37,000
小計(a)+(b) (c)	17,811,000	18,040,000	△ 447,000	17,593,000	△ 229,000	218,000
法 人 税(d)	16,711,000	16,359,000	△ 396,000	15,963,000	352,000	748,000
消 費 税(e)	10,671,000	10,645,000	△ 73,000	10,572,000	26,000	99,000
た ば こ 税(f)	894,000	926,000	—	926,000	△ 32,000	△ 32,000
地 方 交 付 税(g)	15,140,120	14,619,635	—	14,619,635	520,485	520,485
(1) (c)×32%	5,699,520	5,772,800	△ 143,040	5,629,760	△ 73,280	69,760
(2) (d)×34%	5,681,740	5,562,060	△ 134,640	5,427,420	119,680	254,320
(3) (e)×29.5%	3,147,945	3,140,275	△ 21,535	3,118,740	7,670	29,205
(4) (f)×25%	223,500	231,500	—	231,500	△ 8,000	△ 8,000
(5) 精算分	△ 287,000	△ 87,000	—	△ 87,000	△ 200,000	△ 200,000
地方交付税 法附則第4 条の2第2 項に基づく 加算額	200,000	—	—	—	200,000	200,000
地方交付税 法附則第4 条の2第3 項に基づく 加算額	474,415	—	299,215	299,215	474,415	175,200
返 還 金(h)	162	268	—	268	△ 106	△ 106
特別会計借入金償 還 (i)	—	△ 586,900	586,900	—	586,900	—
借入金等利子充当 分 (j)	△ 571,100	△ 566,100	—	△ 566,100	△ 5,000	△ 5,000
剰余金の活用(k)	250,000	215,000	—	215,000	35,000	35,000
前年度からの繰越 分 (l)	586,900	1,520,841	—	1,520,841	△ 933,941	△ 933,941
翌年度への繰越分(m)	—	—	△ 586,900	△ 586,900	—	586,900
合 計(g)~(m)	15,406,082	15,202,745	—	15,202,745	203,337	203,337

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、10兆831億円であり、前年度に比し、908億円(0.9%)減少している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	6,403,097	6,331,196	71,901
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,679,576	1,665,912	13,664
(2) その他普通補助負担金等	4,723,521	4,665,284	58,237
(ア) 生活保護費負担金	2,003,174	1,979,811	23,363
(イ) 児童保護費等負担金	517,437	500,953	16,484
(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	653,827	596,026	57,801
(エ) 児童手当交付金	435,705	431,961	3,744
(オ) その他の補助負担金等	1,113,378	1,156,533	△ 43,155
2 公共事業費補助負担金	2,722,193	2,854,324	△ 132,131
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,686,990	2,825,108	△ 138,118
(2) 災害復旧事業費補助負担金	35,203	29,216	5,987
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,940	25,940	0
4 施設等所在市町村調整交付金	6,600	6,600	0
5 交通安全対策特別交付金	74,768	84,512	△ 9,744
6 電源立地地域対策等交付金	140,276	134,556	5,720
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	21,606	18,639	2,967
8 特別行動委員会関係特定防衛施設 周辺整備調整交付金	0	2,058	△ 2,058
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	6,078	6,139	△ 61
10 地方道路整備臨時交付金	682,500	709,900	△ 27,400
合 計	10,083,058	10,173,864	△ 90,806

(注) 平成19年度は、平成20年度と比較対照のため、一部組替えをしている。

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は9兆6,055億円であり、前年度に比し、474億円(0.5%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	60,426	62,838	△ 2,412
1	一般公共事業	18,874	19,467	△ 593
2	公営住宅建設事業	1,603	1,680	△ 77
3	災害復旧事業	403	408	△ 5
4	教育・福祉施設等整備事業	6,241	6,538	△ 297
	(1) 学校教育施設等	1,993	2,068	△ 75
	(2) 社会福祉施設	306	316	△ 10
	(3) 一般廃棄物処理	1,369	1,505	△ 136
	(4) 一般補助施設等	1,873	1,949	△ 76
	(5) 施設(一般財源化分)	700	700	0
5	一般単独事業	25,341	26,562	△ 1,221
	(1) 一般	3,841	4,254	△ 413
	(2) 地域活性化	870	900	△ 30
	(3) 防災対策	1,260	1,300	△ 40
	(4) 合併特例	9,500	9,500	0
	(5) 臨時地方道	8,600	9,300	△ 700
	(6) 臨時河川等	570	587	△ 17
	(7) 臨時高等学校	700	721	△ 21
6	辺地及び過疎対策事業	2,878	2,966	△ 88
	(1) 辺地対策	471	485	△ 14
	(2) 過疎対策	2,407	2,481	△ 74
7	公共用地先行取得等事業	636	667	△ 31
8	行政改革等推進	4,400	4,500	△ 100
9	調整(不交付団体分)	50	50	0
	公営企業債	1,397	1,491	△ 94
	水道事業(上水道分)	463	472	△ 9
	工業用水道事業	0	0	0
	交通事業	887	1,008	△ 121
	電気事業・ガス事業	4	0	4
	病院事業	42	10	32
	観光その他事業(駐車場整備分)	1	1	0
	臨時財政対策債	28,332	26,300	2,032
	退職手当債	5,900	5,900	0
	合 計	96,055	96,529	△ 474

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成20年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

参考表 平成20年度地方債計画

		(単位 億円)		
区	分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	一般公共事業	18,874	19,467	△ 593
2	公営住宅建設事業	1,603	1,680	△ 77
3	災害復旧事業	403	408	△ 5
4	教育・福祉施設等整備事業	6,241	6,538	△ 297
	(1) 学校教育施設等	1,993	2,068	△ 75
	(2) 社会福祉施設	306	316	△ 10
	(3) 一般廃棄物処理	1,369	1,505	△ 136
	(4) 一般補助施設等	1,873	1,949	△ 76
	(5) 施設（一般財源化分）	700	700	0
5	一般単独事業	25,341	26,562	△ 1,221
	(1) 一般	3,841	4,254	△ 413
	(2) 地域活性化	870	900	△ 30
	(3) 防災対策	1,260	1,300	△ 40
	(4) 合併特例	9,500	9,500	0
	(5) 臨時地方道	8,600	9,300	△ 700
	(6) 臨時河川等	570	587	△ 17
	(7) 臨時高等学校	700	721	△ 21
6	辺地及び過疎対策事業	3,213	3,312	△ 99
	(1) 辺地対策	493	508	△ 15
	(2) 過疎対策	2,720	2,804	△ 84
7	公共用地先行取得等事業	636	667	△ 31
8	行政改革等推進	4,400	4,500	△ 100
9	調整（不交付団体分）	50	50	0
	計	60,761	63,184	△ 2,423
二	公営企業債			
1	水道事業	4,263	4,374	△ 111

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
2 工業用水道事業	259	295	△ 36
3 交通事業	2,798	2,990	△ 192
4 電気事業・ガス事業	40	63	△ 23
5 港湾整備事業	556	550	6
6 病院事業	2,865	2,386	479
7 介護サービス施設整備事業	22	20	2
8 市場事業・と畜場事業	448	289	159
9 地域開発事業	1,467	1,374	93
10 下水道事業	14,994	15,275	△ 281
11 観光その他事業	71	108	△ 37
計	27,783	27,724	59
合計	88,544	90,908	△ 2,364
三 公 営 企 業 借 換 債	2,000	2,000	0
四 臨 時 財 政 対 策 債	28,332	26,300	2,032
五 退 職 手 当 債	5,900	5,900	0
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債			
1 地方道路整備臨時貸付金	(1,000)	(—)	(1,000)
2 そ の 他	(1,127)	(437)	(690)
計	(2,127)	(437)	(1,690)
総 計	(2,127)	(437)	(1,690)
	124,776	125,108	△ 332
内訳			
普通会計分	96,055	96,529	△ 474
公営企業会計等分	28,721	28,579	142
資 金 区 分			
公 的 資 金	45,730	46,300	△ 570
財 政 融 資 資 金	32,400	32,800	△ 400
公 営 企 業 金 融 公 庫 資 金	2,100	13,500	△ 11,400
地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構 資 金	11,230	—	11,230
(国の予算等貸付金)	(2,127)	(437)	(1,690)
民 間 等 資 金	79,046	78,808	238
市 場 公 募	34,000	34,000	0
銀 行 等 引 受	45,046	44,808	238

(注)

- 平成21年度までの3年間で、「三 公営企業借換債」と合わせて5兆円程度の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいます。
- 地方税の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいます。
- 首都圏等整備事業は、一般補助施設等に移し替えている。
- 地域再生事業は、行政改革等推進に移し替えている。
- 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 地方公営企業等金融機構資金は、地方公営企業等金融機構法施行令(平成19年政令第384号)附則第2条の規定による改正後の地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第4条第2号(平成20年10月1日施行)に規定する資金である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、235億円の減少を見込み、1兆6,220億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、190億円の減少を見込み、5兆382億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は83兆4,014億円であり、前年度に比し、2,753億円増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額		(単位 億円)	
			(A) - (B)	増 減 率 (%)		
I 給 与 関 係 経 費	222,071	225,111	△	3,040	△	1.4
1 給与費(退職手当を除く)	197,813	200,847	△	3,034	△	1.5
(7) 義務教育教職員	61,355	61,224		131		0.2
(4) 警察関係職員	23,867	23,879	△	12	△	0.1
(9) 消防職員	12,242	12,030		212		1.8
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	100,349	103,714	△	3,365	△	3.2
2 退職手当	23,865	23,828		37		0.2
3 恩給費	393	436	△	43	△	9.9
II 一般行政経費	265,464	261,811		3,653		1.4
1 国庫補助負担金等を伴うもの	115,660	112,300		3,360		3.0
(7) 生活保護費	26,709	26,397		312		1.2
(4) 児童保護費	10,349	10,020		329		3.3
(9) 障害者自立支援給付費	13,076	11,921		1,155		9.7
(エ) 老人医療給付費	1,560	15,426	△	13,866	△	89.9
(オ) 後期高齢者医療給付費	15,708	—		15,708		皆増
(カ) 介護給付費	18,104	18,140	△	36	△	0.2
(キ) 児童手当	9,451	9,437		14		0.1
(ク) その他の一般行政経費	20,703	20,959	△	256	△	1.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,410	139,510	△	1,100	△	0.8
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,394	10,001		1,393		13.9
III 地方再生対策費	4,000	—		4,000		皆増
IV 公 債 費	133,796	131,496		2,300		1.7
V 維持補修費	9,680	9,766	△	86	△	0.9
VI 投資的経費	148,151	152,328	△	4,177	△	2.7
1 直轄事業負担金	11,152	11,371	△	219	△	1.9
2 公共事業費	53,692	55,073	△	1,381	△	2.5
(7) 普通建設事業費	53,210	54,675	△	1,465	△	2.7
(4) 災害復旧事業費	482	398		84		21.1
(直轄、補助事業計)	64,844	66,444	△	1,600	△	2.4
3 一般事業費	50,981	52,143	△	1,162	△	2.2
(7) 普通建設事業費	50,309	51,412	△	1,103	△	2.1

区	分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
	(イ) 災害復旧事業費	672	731	△ 59	△ 8.1
4	特別事業費	32,326	33,741	△ 1,415	△ 4.2
	(7) 過疎対策事業費	7,855	8,098	△ 243	△ 3.0
	(イ) 地域活性化事業費	1,119	1,151	△ 32	△ 2.8
	(ウ) 合併特例事業費	10,135	10,000	135	1.4
	(エ) 防災対策事業費	1,369	1,387	△ 18	△ 1.3
	(オ) 旧地域総合整備事業費 (継続事業分)	0	366	△ 366	皆減
	(カ) 特別単独事業費	10,637	11,528	△ 891	△ 7.7
	(キ) 施設整備事業費(一般 財源化分)	1,211	1,211	0	0.0
	(地方単独事業計)	83,307	85,884	△ 2,577	△ 3.0
VII	公営企業繰出金	26,352	27,249	△ 897	△ 3.3
1	収益勘定繰出金	13,229	13,948	△ 719	△ 5.2
2	資本勘定繰出金	13,123	13,301	△ 178	△ 1.3
VIII	地方交付税の不交付団体 における平均水準を超える 必要経費	24,500	23,500	1,000	4.3
	歳出合計	834,014	831,261	2,753	0.3

(注) 「VI 投資的経費」「4 特別事業費」において平成19年度に計上の地域再生事業費は「3 一般事業費」中の普通建設事業費に移し替えている。

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 3,040	△ 3,177	(イ) 児童保護費	329	164
1 給与費(退職手当を除く)	△ 3,034	△ 3,171	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,155	578
(7) 給与改定による増減	1,054	971	(エ) 老人医療給付費	△13,866	△13,792
(イ) 昇給等による増減	△ 65	△ 268	(オ) 後期高齢者医療給付費	15,708	15,659
(ウ) 給与構造改革による増減	△ 951	△ 826	(カ) 介護給付費	△ 36	△ 36
(エ) 地域民間給与の反映等による増減	△ 1,019	△ 971	(キ) 児童手当	14	△ 24
(オ) 職員数による増減	△ 2,192	△ 2,192	(ク) その他の一般行政経費	△ 256	100
(カ) 特別職の給与改定等による増減	△ 355	△ 355	2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 1,100	△ 1,100
(キ) その他	494	470	(7) 一般行政経費	△ 1,100	△ 1,100
(a) 共済組合負担金の改定による増減	174	174	(イ) 追加財政需要	0	0
(b) その他	320	296	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1,393	1,393
2 退職手当	37	37	III 地方再生対策費	4,000	4,000
3 恩給費	△ 43	△ 43	IV 公債費	2,300	2,300
II 一般行政経費	3,653	3,069	V 維持補修費	△ 86	△ 86
1 国庫補助負担金等を伴うもの	3,360	2,776	VI 投資的経費	△ 4,177	△ 2,856
(7) 生活保護費	312	78	1 直轄事業負担金	△ 219	△ 219
			(7) 治山治水	△ 22	△ 22
			(イ) 道路整備	△ 60	△ 60
			(ウ) 農業農村整備	△ 13	△ 13
			(エ) その他	△ 124	△ 124

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
2 公共事業費	△ 1,381	△ 60	4 特別事業費	△ 1,415	△ 1,415
(ア) 普通建設事業費	△ 1,465	△ 84	(ア) 過疎対策事業費	△ 243	△ 243
(a) 治山治水	△ 737	△ 369	(イ) 地域活性化事業費	△ 32	△ 32
(b) 道路整備	△ 538	△ 193	(ウ) 合併特例事業費	135	135
(c) 港湾空港鉄道等	16	82	(エ) 防災対策事業費	△ 18	△ 18
(d) 住宅都市環境	310	395	(オ) 旧地域総合整備事業費(継続事業分)	△ 366	△ 366
(e) 生活環境施設整備	△ 396	△ 209	(カ) 特別単独事業費	△ 891	△ 891
(f) 農業農村整備	△ 101	△ 67	(キ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(g) 森林水産基盤	△ 361	△ 163	(地方単独事業計)	△ 2,577	△ 2,577
(h) 調整費等	241	130	VII 公営企業繰出金	△ 897	△ 897
(i) 国庫負担かさ上げ	0	132	1 収益勘定繰出金	△ 719	△ 719
(j) その他	101	178	2 資本勘定繰出金	△ 178	△ 178
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 1,600	△ 279	VIII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	1,000	1,000
3 一般事業費	△ 1,162	△ 1,162	歳出増減額の合計	2,753	3,351
(ア) 普通建設事業費	△ 1,103	△ 1,103			
(イ) 災害復旧事業費	△ 59	△ 59			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成20年度		平成19年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	222,071	26.6	225,111	27.1
2 一般行政経費	265,464	31.8	261,811	31.5
3 地方再生対策費	4,000	0.5	—	—
4 公債費	133,796	16.0	131,496	15.8
5 維持補修費	9,680	1.2	9,766	1.2
6 投資的経費	148,151	17.8	152,328	18.3
7 公営企業繰出金	26,352	3.2	27,249	3.3
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	24,500	2.9	23,500	2.8
歳出合計	834,014	100.0	831,261	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は22兆2,071億円であり、前年度に比し、3,040億円(1.4%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標に基づく純減を各年度均等に行うこととしたうえで、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、全体として28,319人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、地域民間給与の更なる反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は19兆7,813億円であり、前年度に比し、3,034億円(1.5%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、6兆1,355億円となり、前年度に比し、131億円増加している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆3,867億円であり、前年度に比し、12億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,242億円であり、前年度に比し、212億円増加している。なお、規模是正(3,000人)による影響を除いた場合、前年度に比し、18億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は10兆349億円であり、前年度に比し、3,365億円減少している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は2兆3,865億円であり、退職者の増等を見込んだことにより、前年度に比し、37億円(0.2%)増加している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は393億円であり、前年度に比し、43億円(9.9%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分			(単位 人)
	平成19年度 計画人員	増減数	平成20年度 計画人員
1 義務教育教職員	703,421	△ 66	703,355
(1) 小学校教職員	425,724	△ 334	425,390
(2) 中学校教職員	239,093	98	239,191
(3) 特別支援学校教職員	38,604	170	38,774
2 非義務教育教員	242,985	△ 3,617	239,368
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	211,535	△ 1,054	210,481
(2) 大学教員	6,980	△ 2,309	4,671
(3) 幼稚園教員	24,470	△ 254	24,216
3 警察官	248,249	0	248,249
4 消防職員	147,153	[3,000] —	150,153
5 一般職員	1,057,939	[△ 3,000] △ 24,636	1,030,303
(1) 高校事務職員等	35,118	△ 709	34,409
(2) 警察事務職員	24,889	△ 74	24,815
(3) その他一般職員	994,347	[△ 3,000] △ 23,771	967,576
うち民間委託等推進分		△ 10,267	
(4) 補助職員等	3,585	△ 82	3,503
合 計	2,399,747	[0] △ 28,319	2,371,428

(注) [] 内は規模是正数であり、外書きである。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は26兆5,464億円であり、前年度に比し、3,653億円(1.4%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は11兆5,660億円であり、前年度に比し、3,360億円(3.0%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成20年度(A)			平成19年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(内閣府所管)									
都道府県警察費補助金	30,329	24,890	55,219	29,811	25,083	54,894	518 △	193	325
その他	24,221	2,333	26,554	28,422	2,713	31,135 △	4,201 △	380 △	4,581
内閣府計	54,550	27,223	81,773	58,233	27,796	86,029 △	3,683 △	573 △	4,256
(総務省所管)									
市町村合併体制整備費補助金	5,845	—	5,845	5,845	—	5,845	0	—	0
電波遮へい対策事業費等補助金	7,301	6,287	13,588	994	994	1,988	6,307	5,293	11,600
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,000	5,000	10,000	5,000	5,000	10,000	0	0	0
その他	25,247	70	25,317	74,118	30	74,148 △	48,871	40 △	48,831
総務省計	43,393	11,357	54,750	85,957	6,024	91,981 △	42,564	5,333 △	37,231
(法務省所管)									
外国人登録事務委託費等	6,682	—	6,682	6,930	—	6,930 △	248	— △	248
(文部科学省所管)									
放課後子ども教室推進事業費補助金	7,535	15,071	22,606	6,505	13,010	19,515	1,030	2,061	3,091
外部人材活用事業費補助金	2,898	5,795	8,693	—	—	—	2,898	5,795	8,693
幼稚園就園奨励費補助金	19,212	39,291	58,503	18,453	37,719	56,172	759	1,572	2,331
私立高等学校等経常費助成費補助金	101,155	—	101,155	100,961	—	100,961	194	—	194
その他	39,665	19,723	59,388	36,458	18,682	55,140	3,207	1,041	4,248
文部科学省計	170,465	79,880	250,345	162,377	69,411	231,788	8,088	10,469	18,557
(厚生労働省所管)									
保健事業費等補助金	32,622	35,741	68,363	37,208	60,408	97,616 △	4,586 △	24,667 △	29,253
結核医療費負担金	5,728	2,198	7,926	6,251	2,360	8,611 △	523 △	162 △	685
精神保健費等負担金	8,695	5,404	14,099	7,213	3,446	10,659	1,482	1,958	3,440
生活保護費負担金	2,003,174	667,725	2,670,899	1,979,811	659,937	2,639,748	23,363	7,788	31,151
身体障害者保護費負担金	1,599	1,508	3,107	1,564	1,473	3,037	35	35	70
障害者自立支援給付費等負担金	653,827	653,807	1,307,634	596,026	596,026	1,192,052	57,801	57,781	115,582
老人医療給付費負担金	3,000	156,997	159,997	6,438	1,536,147	1,542,585 △	3,438 △	1,379,150 △	1,382,588
後期高齢者医療給付費負担金	4,930	1,565,899	1,570,829	—	—	—	4,930	1,565,899	1,570,829
介護給付費負担金	—	1,810,404	1,810,404	—	1,814,008	1,814,008	— △	3,604 △	3,604
在宅福祉事業費補助金	3,237	6,031	9,268	5,585	8,379	13,964 △	2,348 △	2,348 △	4,696
児童保護費等負担金	517,437	517,437	1,034,874	500,953	501,064	1,002,017	16,484	16,373	32,857
児童手当交付金	435,705	509,405	945,110	431,961	511,755	943,716	3,744 △	2,350	1,394
児童扶養手当給付費負担金	159,011	318,022	477,033	155,530	311,059	466,589	3,481	6,963	10,444
保険基盤安定等負担金	35,959	88,764	124,723	44,369	94,104	138,473 △	8,410 △	5,340 △	13,750
職業転換訓練費負担金	2,461	2,461	4,922	2,768	2,768	5,536 △	307 △	307 △	614
その他	439,092	382,454	821,546	430,392	355,808	786,200	8,700	26,646	35,346
厚生労働省計	4,306,477	6,724,257	11,030,734	4,206,069	6,458,742	10,664,811	100,408	265,515	365,923

区 分	平成20年度(A)			平成19年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
農地保有合理化促進対策費補助金	4,903	3,160	8,063	5,760	4,045	9,805 △	857	△885	△1,742
消費・安全対策推進交付金	2,526	2,113	4,639	2,526	2,113	4,639	0	0	0
中山間地域等直接支払交付金	22,146	—	22,146	22,146	—	22,146	0	—	0
その他	29,663	5,395	35,058	31,073	6,387	37,460 △	1,410 △	992 △	2,402
農林水産省計	59,238	10,668	69,906	61,505	12,545	74,050 △	2,267 △	1,877 △	4,144
(経済産業省所管)									
地域エネルギー開発利用等促進対策費補助金	4,076	3,991	8,067	4,390	4,315	8,705 △	314 △	324 △	638
その他	13,051	902	13,953	15,387	2,056	17,443 △	2,336 △	1,154 △	3,490
経済産業省計	17,127	4,893	22,020	19,777	6,371	26,148 △	2,650 △	1,478 △	4,128
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	12,071	12,071	24,142	12,277	12,277	24,554 △	206 △	206 △	412
その他	17,197	15,587	32,784	15,665	14,508	30,173	1,532	1,079	2,611
国土交通省計	29,268	27,658	56,926	27,942	26,785	54,727	1,326	873	2,199
(環境省所管)									
公害健康被害補償給付支給事務費交付金等	14,385	7,158	21,543	14,379	7,791	22,170	6 △	633 △	627
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	203	—	203	203	—	203	0	—	0
合 計	4,701,788	6,893,094	11,594,882	4,643,372	6,615,465	11,258,837	58,416	277,629	336,045
補助職員等の組替えによる減	△28,846	—	△28,846	△28,826	—	△28,826 △	20	— △	20
再 計	4,672,942	6,893,094	11,566,036	4,614,546	6,615,465	11,230,011	58,396	277,629	336,025

(注) 平成19年度は、平成20年度との比較対照のため、一部組替えをしている。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆8,410億円であり、前年度に比し、1,100億円(0.8%)減少している。

地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、引き続き、地域において必要な行政課題に対して財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、医療制度改革に基づき、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、従来の国民健康保険関係事業費から名称変更を行うこととし、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,226億円、都道府県国保財政調整交付金4,762億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)2,406億円を合算した1兆1,394億円を計上している。

3 地方再生対策費

地方団体が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費について、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、新たに4,000億円を計上している。

4 公 債 費

地方債の元利償還金は13兆3,796億円(元金償還金10兆7,017億円、利払費2兆6,779億円)であり、前年度に比し、2,300億円(1.7%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成20年度末の地方債現在高は137兆1,592億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆962億円(0.8%)減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

平成20年度償還金(A)			平成19年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
107,017	26,779	133,796	103,492	28,004	131,496	3,525	△1,225	2,300

(単位 億円)

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

平成19年度 末現在高 (A)	平 成 20 年 度		平成20年度 末見込現在 高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	償 還 額 (C)		
1,382,554	96,055	107,017	1,371,592	△ 10,962

(単位 億円)

5 維持補修費

維持補修費の総額は9,680億円であり、前年度に比し、86億円(0.9%)減少している。

6 投資的経費

投資的経費の総額は14兆8,151億円であり、前年度に比し、4,177億円（2.7%）減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは8兆3,307億円であり、前年度に比し、2,577億円（3.0%）減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は1兆1,152億円であり、前年度に比し、219億円（1.9%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は5兆3,692億円であり、前年度に比し、1,381億円（2.5%）減少している。このうち、普通建設事業費は5兆3,210億円で、前年度に比し、1,465億円（2.7%）減少しており、災害復旧事業費は482億円で、前年度に比し、84億円（21.1%）増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成20年度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 特別会計				
(1) 治水	537,326	231,565	42,936	811,827
河川	278,097	134,745	—	412,842
砂防	69,271	28,743	—	98,014
ダム	189,958	68,077	42,936	300,971
(2) 治山	40,001	3,432	—	43,433
(3) 道路整備	1,433,631	595,500	—	2,029,131
(4) 港湾	174,663	78,856	4,255	257,774
(5) 空港	215,787	5,940	—	221,727
(6) 農業農村整備	—	—	—	—
計 (a)	2,401,408	915,293	47,191	3,363,892
2 一般会計				
(1) 海岸	16,080	6,373	—	22,453
農林	2,626	1,074	—	3,700
運輸	5,921	2,371	—	8,292
建設	7,533	2,928	—	10,461
(2) 都市環境	27,359	8,155	—	35,514
(3) 農業農村整備	130,917	27,130	—	158,047
(4) 森林水産基盤	13,693	4,682	—	18,375
(5) 災害関連	2,009	958	—	2,967
(6) 災害復旧	12,379	5,889	51	18,319
河川等	10,949	5,284	51	16,284
港湾	400	182	—	582
道路	721	336	—	1,057
山林施設等	309	87	—	396
(7) 調整費等	58,960	18,998	—	77,958
計 (b)	261,397	72,185	51	333,633
既往年度における農業農村整備負担金等	—	127,749	—	127,749
再計 (c)	261,397	199,934	51	461,382
総計 (a)+(c) (計画計上分)	2,662,805	1,115,227	47,242	3,825,274

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	62,039	30,381	3,880	96,300
(a) + (b) + (d)	2,724,844	1,017,859	51,122	3,793,825

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「1 特別会計」の「(6)

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成19年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
549,097	233,693	44,126	826,916	△ 11,771	△ 2,128	△ 1,190	△ 15,089
285,218	136,362	—	421,580	△ 7,121	△ 1,617	—	△ 8,738
68,497	27,491	—	95,988	774	1,252	—	2,026
195,382	69,840	44,126	309,348	△ 5,424	△ 1,763	△ 1,190	△ 8,377
40,824	3,548	—	44,372	△ 823	△ 116	—	△ 939
1,473,017	601,525	—	2,074,542	△ 39,386	△ 6,025	—	△ 45,411
172,629	71,112	2,765	246,506	2,034	7,744	1,490	11,268
244,407	5,710	—	250,117	△ 28,620	230	—	△ 28,390
143,923	28,087	—	172,010	△ 143,923	△ 28,087	—	△ 172,010
2,623,897	943,675	46,891	3,614,463	△ 222,489	△ 28,382	300	△ 250,571
16,465	6,228	—	22,693	△ 385	145	—	△ 240
2,633	1,067	—	3,700	△ 7	7	—	—
5,947	2,317	—	8,264	△ 26	54	—	28
7,885	2,844	—	10,729	△ 352	84	—	△ 268
27,887	9,092	—	36,979	△ 528	△ 937	—	△ 1,465
1,500	300	—	1,800	129,417	26,830	—	156,247
13,724	4,378	—	18,102	△ 31	304	—	273
2,009	958	—	2,967	—	—	—	—
12,960	6,156	79	19,195	△ 581	△ 267	△ 28	△ 876
11,595	5,535	79	17,209	△ 646	△ 251	△ 28	△ 925
488	223	—	711	△ 88	△ 41	—	△ 129
721	336	—	1,057	—	—	—	—
156	62	—	218	153	25	—	178
48,757	16,442	—	65,199	10,203	2,556	—	12,759
123,302	43,554	79	166,935	138,095	28,631	△ 28	166,698
—	149,880	—	149,880	—	△ 22,131	—	△ 22,131
123,302	193,434	79	316,815	138,095	6,500	△ 28	144,567
2,747,199	1,137,109	46,970	3,931,278	△ 84,394	△ 21,882	△ 272	△ 106,004
82,144	38,738	4,311	125,193	△ 20,105	△ 8,357	△ 431	△ 28,893
2,829,343	1,025,967	51,281	3,906,591	△ 104,499	△ 8,108	△ 159	△ 112,766

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

「農業農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成20年度(A)			平成19年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水 治山	351,371	357,857	709,228	388,132	394,764	782,896	△36,761	△36,907	△73,668
(2) 道路整備	311,703	238,161	549,864	346,184	257,495	603,679	△34,481	△19,334	△53,815
(3) 港湾空港鉄道等	69,851	170,388	240,239	76,378	162,217	238,595	△ 6,527	8,171	1,644
(4) 住宅都市環境	733,593	910,270	1,643,863	742,095	870,749	1,612,844	△ 8,502	39,521	31,019
(5) 生活環境施設整備	142,006	216,425	358,431	160,689	237,333	398,022	△18,683	△20,908	△39,591
(6) 農業農村整備	326,790	259,787	586,577	330,192	266,455	596,647	△ 3,402	△ 6,668	△10,070
(7) 森林水産基盤整備	157,424	126,966	284,390	177,251	143,242	320,493	△19,827	△16,276	△36,103
(8) 調整費等	127,302	139,152	266,454	116,249	126,142	242,391	11,053	13,010	24,063
(9) 災害関連	9,777	5,615	15,392	13,843	8,201	22,044	△ 4,066	△ 2,586	△ 6,652
小 計	2,229,817	2,424,621	4,654,438	2,351,013	2,466,598	4,817,611	△ 121,196	△ 41,977	△ 163,173
(10) 後進地域等地方 団体に対する国庫負担 かさ上げ額	76,538	△76,538	—	89,694	△ 89,694	—	△ 13,156	13,156	—
計 (a)	2,306,355	2,348,083	4,654,438	2,440,707	2,376,904	4,817,611	△ 134,352	△ 28,821	△ 163,173
2 その他公共									
(1) 文教施設	130,129	151,348	281,477	129,325	132,539	261,864	804	18,809	19,613
(2) 厚生労働施設	80,848	36,640	117,488	82,305	36,970	119,275	△ 1,457	△ 330	△ 1,787
(3) 小笠原諸島振興 開発事業	1,325	1,100	2,425	1,381	956	2,337	△ 56	144	88
(4) 防衛施設運営等 関連施設	50,358	14,406	64,764	50,033	16,231	66,264	325	△ 1,825	△ 1,500
(5) 都道府県警察施設	27,590	27,590	55,180	20,541	20,541	41,082	7,049	7,049	14,098
(6) 消防施設等	3,251	3,910	7,161	3,351	4,049	7,400	△ 100	△ 139	△ 239
(7) 豪雪地帯対策特別 事業	124	124	248	124	124	248	—	—	—
(8) 過疎地域集落整備 事業	497	802	1,299	556	934	1,490	△ 59	△ 132	△ 191
(9) 防災集団移転促進 事業等	438	408	846	439	410	849	△ 1	△ 2	△ 3
(10) 離島振興特別事業	439	509	948	435	505	940	4	4	8
(11) 農村振興対策事業	40,039	28,297	68,336	45,099	21,865	66,964	△ 5,060	6,432	1,372
(12) そ の 他	45,317	21,110	66,427	50,777	30,429	81,206	△ 5,460	△ 9,319	△14,779
小 計	380,355	286,244	666,599	384,366	265,553	649,919	△ 4,011	20,691	16,680
(13) 新産都市等に対 する国庫負担か かさ上げ額	281	△ 281	—	35	△ 35	0	246	△ 246	—
計 (b)	380,636	285,963	666,599	384,401	265,518	649,919	△ 3,765	20,445	16,680
合計(a) + (b) (c)	2,686,991	2,634,046	5,321,037	2,825,108	2,642,422	5,467,530	△ 138,117	△ 8,376	△ 146,493

区 分	平成20年度(A)			平成19年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	34,666	10,196	44,862	28,623	7,864	36,487	6,043	2,332	8,375
(2) 文教施設	537	269	806	593	202	795 △	56	67	11
(3) 災害予備費等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	35,203	12,965	48,168	29,216	10,566	39,782	5,987	2,399	8,386
総計(c) + (d)	2,722,194	2,647,011	5,369,205	2,854,324	2,652,988	5,507,312	△132,130	△ 5,977	△138,107

(4) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は5兆981億円であり、前年度に比し、1,162億円（2.2%）減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として5兆309億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成19年発生災害及び現年発生災害に係る平成20年度における復旧事業費として672億円を計上している。

(5) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は3兆2,326億円であり、前年度に比し、1,415億円（4.2%）減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として7,855億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進するため、地域活性化事業費として1,119億円を計上している。

ウ 合併特例事業費

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併特例事業費として1兆135億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,369億円を計上している。

オ 特別単独事業費

(ア) 臨時地方道整備事業費

生活関連道路としての地方道等の整備を促進するため、臨時地方道整備事業費として9,300億円を計上している。

(イ) 臨時高等学校整備事業費

高等学校の老朽校舎改築等の促進を図るため、臨時高等学校整備事業費として737億円を計上している。

(ウ) 臨時河川等整備事業費

中小河川及び河川環境等の整備を促進するため、臨時河川等整備事業費として600億円を計上している。

カ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として1,211億円を計上している。

7 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は2兆6,352億円であり、前年度に比し、897億円(3.3%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆8,092億円であり、前年度に比し、823億円(4.4%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆3,229億円であり、前年度に比し、719億円(5.2%)減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成20年度(A)	平成19年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	324	449	△	125
2	交	通	事業	390	401	△	11
3	病	院	事業	3,882	3,941	△	59
4	下	水	道事業	7,715	8,191	△	476
5	そ	の	他の事業	918	966	△	48
	合	計		13,229	13,948	△	719

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆3,123億円であり、前年度に比し、178億円(1.3%)減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成20年度(A)	平成19年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	1,012	1,067	△ 55
2	交	通	事業	730	797	△ 67
3	病	院	事業	2,196	2,122	74
4	下	水	道事業	6,815	6,635	180
5	そ	の	他の事業	2,370	2,680	△ 310
	合		計	13,123	13,301	△ 178

8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、1,000億円(4.3%)の増加を見込み、2兆4,500億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は23兆6,705億円であり、前年度に比し、2,508億円増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で18兆3,013億円(前年度に比し3,889億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆3,210億円(前年度に比し1,465億円の減少)、災害復旧事業費で482億円(前年度に比し84億円の増加)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

		平成20年度(A)			平成19年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A) - (B)		
区	分	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係										
1	内閣府所管	54,550	27,223	81,773	58,233	27,796	86,029	△ 3,683	△ 573	△ 4,256
2	総務省所管	43,393	11,357	54,750	85,957	6,024	91,981	△ 42,564	5,333	△ 37,231
3	法務省所管	6,682	—	6,682	6,930	—	6,930	△ 248	—	△ 248
4	外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	文部科学省所管	170,465	79,880	250,345	162,377	69,411	231,788	8,088	10,469	18,557
7	厚生労働省所管	4,306,477	6,724,257	11,030,734	4,206,069	6,458,742	10,664,811	100,408	265,515	365,923
8	農林水産省所管	59,238	10,668	69,906	61,505	12,545	74,050	△ 2,267	△ 1,877	△ 4,144
9	経済産業省所管	17,127	4,893	22,020	19,777	6,371	26,148	△ 2,650	△ 1,478	△ 4,128
10	国土交通省所管	29,268	27,658	56,926	27,942	26,785	54,727	1,326	873	2,199
11	環境省所管	14,385	7,158	21,543	14,379	7,791	22,170	6	△ 633	△ 627
12	防衛省所管	203	—	203	203	—	203	0	—	0
	小計(1~12)	4,701,788	6,893,094	11,594,882	4,643,372	6,615,465	11,258,837	58,416	277,629	336,045
13	義務教育職員給与費	1,679,576	5,026,840	6,706,416	1,665,912	4,987,669	6,653,581	13,664	39,171	52,835
	計(1~13)	6,381,364	11,919,934	18,301,298	6,309,284	11,603,134	17,912,418	72,080	316,800	388,880
B 公共事業費補助負担金関係										
1	普通建設事業費	2,686,991	2,634,046	5,321,037	2,825,108	2,642,422	5,467,530	△ 138,117	△ 8,376	△ 146,493
2	災害復旧	35,203	12,965	48,168	29,216	10,566	39,782	5,987	2,399	8,386
	計(1~2)	2,722,194	2,647,011	5,369,205	2,854,324	2,652,988	5,507,312	△ 132,130	△ 5,977	△ 138,107
	総計(A+B)	9,103,558	14,566,945	23,670,503	9,163,608	14,256,122	23,419,730	△ 60,050	310,823	250,773

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費		5,616,493	9,727,074	15,343,567
地方財政法第10条の2関係経費		1,402,115	1,253,117	2,655,232
地方財政法第10条の3関係経費		35,399	10,759	46,157
地方財政法第34条関係経費		1	—	1
総計		7,054,008	10,990,949	18,044,957

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与に要する経費 (退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	1,679,576	3,359,152	5,038,728
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	31,080	28,487	59,567
	4 生活保護に要する経費	1,994,540	664,847	2,659,387
	5 感染症の予防に要する経費	7,620	3,654	11,274
10	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,043	1,043	2,086
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	92,129	87,381	179,510
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	—	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	239,986	239,986	479,972
	10 婦人相談所に要する経費	887	887	1,774
	11 知的障害者の援護に要する経費	327,609	327,609	655,218
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	0	1,717,966	1,717,966
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	71,791	1,886,311	1,958,102
	14 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方団体の設置する保育所を除く。)並びに里親に要する経費	474,662	474,662	949,325
	15 児童手当に要する経費	435,705	509,405	945,110
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	38,586	70,756	109,342
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,497	376	1,873
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	35,514	11,838	47,352
	19 児童扶養手当に要する経費	159,011	318,022	477,034
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,641	2,641	5,283

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
21	家畜伝染病予防に要する経費	2,526	2,113	4,639
22	民有林の森林計画、保安林の整備 その他森林の保続培養に要する経費	424	424	847
23	森林病虫害等の防除に要する経費	744	714	1,458
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく 地籍調査に要する経費	12,071	12,071	24,142
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	4,333	4,333	8,667
10	26 公営住宅の家賃の低廉化に要する 経費	2,395	2,395	4,790
27	消防庁長官の指示を受けた緊急消 防援助隊の出動に要する経費	26	—	26
28	武力攻撃事態等における国民の保 護のための措置及び緊急対処事態 における緊急対処保護措置に要す る経費並びにこれらに係る損失の 補償若しくは実費の弁償、損害の 補償又は損失の補てんに要する経 費並びに国の機関と共同して行う 国民の保護のための措置及び緊急 対処保護措置についての訓練に要 する経費	96	—	96
	計	5,616,493	9,727,074	15,343,567
10の2	1～3、普通建設事業に要する経費 5、6	1,401,115	1,252,686	2,653,801
	4 公営住宅の建設に要する経費	1,000	431	1,431
	計	1,402,115	1,253,117	2,655,232
10の3	1 災害救助事業に要する経費	200	200	400
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に 要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	35,059	10,419	45,477
	計	35,399	10,759	46,157
34	引揚者の援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。